

## 地域で子どもを育てる体験活動支援補助金について(ご案内)

2019年度まで実施していた「自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金」の内容を改め、補助内容を拡充・名称を変更し、2020年度より「地域で子どもを育てる体験活動支援補助金」を実施します。

補助を希望する団体は下記をご確認のうえ、申請してください。

【事業概要】 長期休業中に自治会等が行う3日以上の各種体験活動に要する経費を補助

【補助経費】 下記の経費の10分の10以内、**合計 上限4万円**

費目	補助対象額	上限額
指導者謝礼 (1回あたり1,800円/人)	実費	<b>合計 4万円</b>
消耗品費 (各種教材費等) 使用料・賃借料 (入場料等) 旅費 (鉄道費・ガソリン代) 印刷製本費 (チラシ代等)	新しく追加 実費	

【支給要件】

<b>1 事業主体</b>	自治会、自治会PTA、地域の有志・団体 ※個人での申請は不可
<b>2 参加者</b>	地域の小学生、中学生 (原則5人以上としておりますが、自治体の実状によります。)
<b>3 体験活動の内容</b>	1 自然体験事業 (キャンプ、自然観察等)      4 交流事業 (高齢者交流、国際交流) 2 生活体験事業 (料理教室、宿泊体験等)      5 学習事業 (長期休業中の自学支援等) 3 伝統文化継承事業 (しめ縄作り等)          6 教育委員会が認める有益な体験活動

<過去の活動内容の一例>



学校の宿題



ホットケーキ作り



灯ろう作り

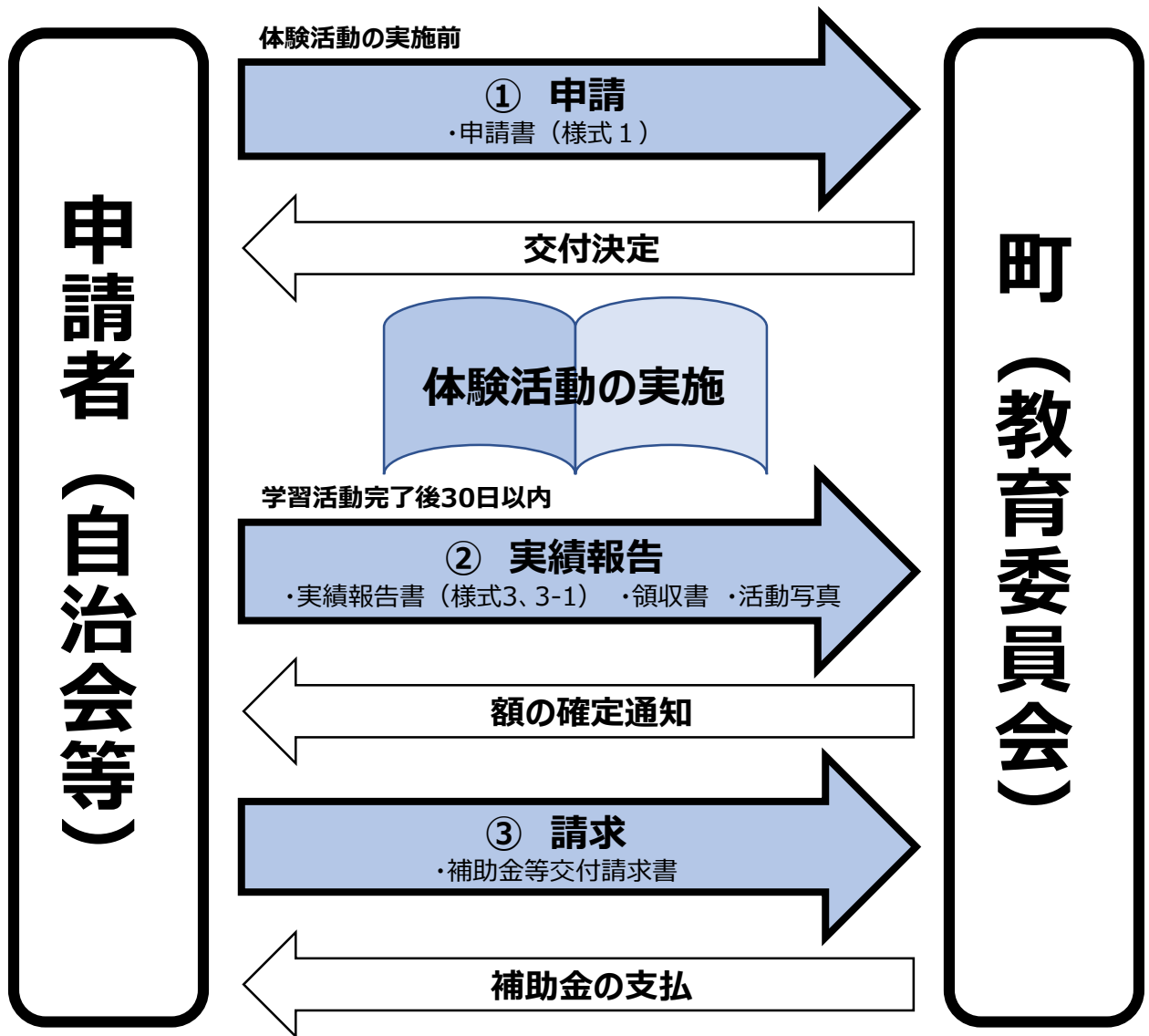


コマ作り

( → 裏面に続く )

【申請方法について】

- ・申請様式は、町ホームページからダウンロードも可能です。  
記入例も作成したので、ご参考ください。



※概算払い（前払い）を希望される場合は、申請時にご相談ください。

【その他】

- ・申請は、各団体年間に1回のみ

【注意点】

- ・申請額は、実績報告額を下回らないように、よく検討し、申請してください。
- ・申請時に書類確認を行います。申請者の印鑑を持参してください。
- ・支払いは、銀行振込となります。町に債権者登録がない場合は、口座情報がわかるものと印鑑（認印可。ゴム印不可）を持参し、債権者登録をしてください。
- ・申請は「体験活動の実施前」、実績報告は「活動完了後30日以内」に行ってください。

【申請・問合せ先】

北栄町教育委員会事務局 教育総務課 学校教育室 ☎0858-37-5870

活動内容が補助対象となるか不明な場合は、事前にご相談ください。